

「LT会」会報第14-10号(総144号)

上海LTコンサルティンググループ

登録資本登記制度改革とは何か(その1)

2013年12月28日に全国人民代表大会常務委員会において公司法の改正が決定され、さらに2014年2月7日には国務院から各地方政府及び国務院関係部門に対し、登録資本登記制度改革方案が通達された。そして、2014年3月1日からの改正公司法施行に合わせて、公司登記管理条例、企業法人登記管理条例、公司登録資本金登記管理規定等の法令が改正された。

2014年10月1日からは、さらに企業情報公示暫定条例等の企業信用情報の公表に関する法令が施行された。これにより、登録資本登記制度改革は一段と深化することとなった。

別紙に示す通り、一連の改革は国務院及び国家行政管理総局を中心とするおびただしい法改正により成り立っている。こうした断片的な情報を整理したうえで、本号と次号で解説したい。

1. 登録資本の払込登記制から引受登記制へ

今回の登録資本登記制度改革の核心とは、登録資本の払込登記制を引受登記制に改めるとともに、登録資本の登記条件を緩和したことである。2014年3月1日から施行された改正公司法では、登録資本について以下の規制緩和が実施された。

- ①企業自らが登録資本を約定できることとし、最低登録資本金(有限責任公司3万元、一人有限責任公司10万元、株式有限責任公司500万元)を取り消した。これにより、理論上は「1元起業」が可能となった。
- ②企業自らが公司設立時の全株主(発起人)の初回の出資比率を約定できることとした。これにより、理論上は「初回の出資払込みゼロ」が可能となった。
- ③企業自らが出資方式と現金出資比率を約定できることとした。これにより、知的財産権、現物、土地使用権等の財産形式の出資比率の引上げが可能となった。
- ④企業自らが公司株主(発起人)の出資払込の出資期限を約定できることとした。これにより2年以内に資本金を全額払い込むという制限が廃止されるとともに、公司の払込済資本金が工商登記事項から除外された。また、出資検証報告を提出する必要もなくなった(注)。

(注)外資企業の場合は、地域のよっては外貨管理局での手続きにおいて、引き続き出資検証報告が必要とされる点に注意されたい。

ここで注意すべきは、登録資本引受登記制への変更は、公司株主が引き受ける出資額を以て責任を負担するという規定を改変するものでも、責任負担の形式を改変するものでもない点である。公司の株主(発起人)は、自らが約定しかつ公司定款に記載した引受出資額、約定した出資方式及び出資期限に基づいて、公司に出資を払い込む義務を負う。一部の株主が約定通りに資本金を払い込まない場合、当該株主は、払込済みの株主あるいは公司自身から責任を追及されることとなる。万一、公司に債務の紛糾

或いは法に依る解散清算が発生した場合は、全額を出資していない株主(発起人)は先ず出資を払い込まなければならないのである。

2. 企業年度検査制度を廃止し、企業報告公表制度を導入

これまで実施されてきた企業年度検査は、工商行政管理部門が法に依って年度ごとに企業が提出する検査資料に基づいて、企業の登記事項に関する状況について定期検査を行う監督管理制度であった。企業年度検査制度は、企業の監督管理において積極的な役割を果たしてきたものの、一部に弊害が生じていた。登録資本登記制度改革以後、企業登記条件の緩和に伴い、企業登記数の急増が予想され、既存の管理方式では「容易な参入、厳格な管理」という要求に応えられなくなると懸念されていた。

このため、登録資本登記制度改革方案は、企業年度検査制度を企業年度報告公表制度に改めた。一方では、IT技術を活用したインターネット上での申告方式を採用し利便性を高めることにより、企業が期限内に申告できるようにした。他方、企業の義務を強化し、社会に対し年度報告情報を公表することにより、社会公衆が検索できるようにした。

伝統的な企業年度検査において、企業は監督管理部門に対し責任を負っていたが、今後は関連情報の公示を通じて、監督管理部門のみならず、社会全体に対し責任を負うこととなり、結果として監督管理がより強化されたのである。

(以下、次号に続く)